免許証の受取と家畜商営業保証金の供託手続き

　申請手続後、家畜商名簿への登録が完了しましたら電話にてご連絡します。

　新規申請の場合は、家畜商免許証登録番号及び登録年月日をお伝えします。これらの情報は、営業保証金の供託手続きの際に必要になりますので、お控え下さい。

　家畜商の営業を開始するためには、家畜商法第10条の2第1項（従事者が増える場合には第10条の5第1項）に規定された営業保証金を供託する必要があります。

　新規申請又は従業者増員の場合、東京都では、免許証をお渡しする前に、東京法務局において、営業保証金の供託手続きをお願いしております。従事者1名の場合20,000円、従事者が更に1名増えるごとに10,000円ずつ加算されます。

　詳細は東京法務局にお問い合わせ下さい。

　免許証受取の際、東京法務局発行の供託書（原本及び写し）と、営業保証金供託届出書をお持ち下さい。

　引き替えに免許証をお渡しいたします。なお、従業者増員以外の書換交付申請、再交付申請の場合はこれらの手続きは不要ですので、免許証を受け取りにお越し下さい。